

日バス業協第108号

令和5年3月31日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の
設定について」（平成27年2月27日付け国自旅第321号）の一部
改正について

平素より当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」
（平成27年2月27日付け国自旅第321号）の一部改正について、国土交通省自動車局
旅客課長より別紙のとおり通達がありました。貴協会において、その旨了知されるとともに、
貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

担当：業務部 中尾

電話：03-3216-4014